

(平成21年1月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

## 釧路国民年金 事案 158

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から37年3月まで

申立期間当時、A町で同居していた兄が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してくれた。また、現在は持っていないが、昭和38年6月に結婚してB町に住んでいた時に、兄から、金額が書かれたシールのようなものが貼<sup>は</sup>ってある茶色の国民年金手帳を渡された記憶があるので、申立期間だけが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の兄は、既に他界しているが、社会保険庁の記録によると国民年金制度が発足した昭和36年4月に加入し、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号から、申立人の加入し、昭和36年9月ごろに行われ、資格取得日を申立人が20歳に到達する36年6月まで<sup>さかのぼ</sup>ったものと推察されることから、申立期間は現年度納付が可能な期間であり、納付意識の高い申立人の兄が、申立人の10か月分の国民年金保険料を納付していなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から47年3月まで  
② 昭和48年10月から49年3月まで

昭和38年4月ごろに夫が私の国民年金の加入手続を行い、夫が家族の国民年金保険料をまとめて、市から送られてきた納付書により、商売で取引のあった金融機関の集金人に毎月納付していたはずであり、家族の保険料が納付済みであるのに自分の保険料だけが未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②は6か月と短期間であり、前後の期間は納付済みである。

また、申立期間②について、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫及び申立人の義母は、申立期間②の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間②の前後を通じて、申立人の生活状況等に大きな変化は見られず、申立人の夫が申立人の国民年金保険料だけを納付しない事情は見当たらない。

一方、申立期間①については、社会保険庁の記録によれば、申立人は昭和47年9月5日に国民年金に加入手続し、資格取得日を36年4月まで遡さかのぼったものと推察され、その時点で国民年金の加入手続を行ったとすれば、申立期間の一部は時効により納付することができず、仮に申立期間である38年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたのであれば、この時期に改めて国民年金手帳記号番号が払い出されることは無かったと考えられる。

加えて、市では、昭和38年当時は納付書を発行しておらず、申立人の、

市が発行した納付書により金融機関の集金人に国民年金保険料を納付していたとする主張は不合理である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月及び同年 3 月

昭和 50 年 2 月に会社を退職し、申立期間当時は自営で商売をしていた。申立期間の国民年金保険料は、自分で信用金庫か銀行で納付していた。

これまでに何度も社会保険事務所に出向き、自分の国民年金保険料の納付状況を確認しているが、「未納は無い」との説明を受けているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間について申立人が所持する国民年金手帳には、昭和 50 年 2 月に国民年金資格を再取得したことを示すスタンプが押印されていることから、当時、申立人は厚生年金保険資格喪失後の国民年金への切替手続を適切に行っていたものと推察される。

さらに、市が保管する被保険者名簿及び申立人が所持する昭和 49 年度第 4 期から 50 年度第 3 期までの期間の納入通知書兼領収書により、申立人は、申立期間直後の国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付しない事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 58 年 6 月

昭和 48 年 10 月に結婚するまでは、親が私の国民年金保険料を納付してくれたが、結婚後の申立期間①の国民年金保険料については、私が役場で納付していた。

また、昭和 58 年 7 月に夫の転勤で A 町へ転居したが、申立期間②の国民年金保険料については、夫の転勤前に B 町役場で納付しており、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②は 1 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間②について、申立人は、昭和 58 年 7 月に夫の転勤に伴い、住所を B 町から A 町へ異動する前に B 町役場で、国民年金保険料を納付し、この後、役場からの未納通知を受け取ったことも無いとの申立てに不自然さは認められない。

一方、申立期間①について、申立人は、結婚した当初は経済的に大変な時期であり、結婚後の昭和 48 年 12 月までの保険料は親が納付してくれたと申し述べており、49 年 1 月から、B 町役場で 2 か月ごとに自分が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、社会保険庁の特殊台帳によると、49 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料が同年 11 月に一括納付されていることが確認できることから、申立人による国民年

金の住所及び氏名変更等の手続が遅れて行われたことが推認できる。このためB町では、昭和49年度分として49年4月から50年3月までの国民年金保険料の納付書を発行し、申立期間①が過年度分の保険料となったことから同町では保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は社会保険事務所から過年度納付書の送付を受けたことや国民年金保険料を役場以外で納付したことは無いとしており、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 9 月まで  
平成 7 年 10 月 3 日に夫が市役所で夫婦二人分の昭和 63 年 10 月から同年 12 月までの免除期間の保険料を追納した時に、私の未納となっていた申立期間の保険料と併せて約 12 万円を支払ったので、未納となっているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の夫が免除期間の保険料を追納した平成 7 年 10 月時点では、申立期間の未納保険料は、時効により納付できず、この時期は特例納付できる期間でも無い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、申立人の夫が市役所の国民年金の担当窓口で現金で納付したと主張しているが、市役所の国民年金の担当窓口では、現年度保険料を含めて現金授受を一切行っていなかったとしていることから、その主張には不自然さがみられるほか、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの期間、63 年 4 月から平成 9 年 3 月までの期間及び 10 年 11 月から 11 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで  
② 昭和 63 年 4 月から平成 9 年 3 月まで  
③ 平成 10 年 11 月から 11 年 3 月まで

国民年金保険料は、市役所から送付されてきた納付書により信用組合において毎月、自分で納付した。

また、申立期間②のうち平成 7 年 3 月までの期間は、第 3 号被保険者期間となっているが、この期間も自分で保険料を納付しており、申立期間②のうち 7 年 4 月以降の期間及び申立期間③については、パート収入等があったので保険料は納付できたはずであり、免除申請の手続をした記憶も無いので、申立期間が未納や保険料の免除期間となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のすべてについて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料は市役所から送付されてきた納付書により納付したと主張する一方、当時、国民年金の加入手続をした記憶は無いとしている。社会保険庁の記録によると申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和 63 年 4 月ごろであることが確認できる上、第 3 号被保険者資格取得届の処理日が同年 5 月 12 日となっていることから、この時期に初めて申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認できる。さらに、申立期間①直後の 61 年 7 月から 62 年 10 月までの期間

及び 63 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料については、過年度納付されていることから、その当時に毎月納付していたという申立人の主張は不合理である。

加えて、申立期間②のうち平成 7 年 3 月までの期間は第 3 号被保険者期間であり、当該期間については、被保険者に納付書が発行されないため、申立人が国民年金保険料を納付することはできず、申立人自身が納付していたと主張するだけで納付を裏付ける資料等も見当たらない。

このほか、申立期間②のうち 7 年 4 月以降の期間及び申立期間③について、申立人は、パート収入等があり、保険料を納付できたはずであるとの主張を繰り返すだけで、納付したことをうかがわせる事情は見当たらない上、社会保険庁及び市の免除記録に不自然な点は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から41年6月まで

昭和40年3月ごろに公務員を辞め実家に両親と住んでおり、両親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。国民年金保険料は年に2、3回、自宅に集金に来ていた町内会長に納付していたと記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の両親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況や保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の当初の国民年金手帳記号番号は、昭和36年2月ごろに申立人の両親と連番で払い出されているが、37年8月1日に「被用者年金加入者取下」として資格取得が取り消されていることから、この記号番号で申立期間の保険料を納付することはできない上、この後、申立人が国民年金に加入したのは平成6年12月21日であり、この時点で申立期間の国民年金保険料は既に時効であり納付できない。

加えて、申立期間当時、申立人が居住していた地区では町内会による国民年金保険料の集金を行っていなかったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。